

CONTENTS

page	
1	未払い残業代は過去2年分→5年分請求!? 「賃金の消滅時効」検討会が見解まとめ
2	特集 どこまでが指導で、どこからがパワハラ? パワハラの6類型と裁判例をチェック!
4	TOPICS <ul style="list-style-type: none"> ●指針改正。外国人労働者に支援や配慮を ●ハラスメント規制法が成立。来春スタート ●メンタル不調の相談、40代男性で深刻 ●平成30年「労働災害発生状況」 4日以上休業は3年連続増加
6	お知らせ 算定基礎届により 9月から社会保険料が変わります
7	すっきりわかる。労災保険 仕事でケガをして休業。 労災+給与を支払うときの注意点
8	社員のSNS対策は必要? SNS利用のルールを作ろう
8	労務ひとこと 働き続ける高齢者が増加

未払い残業代は過去2年分→5年分請求! 「賃金の消滅時効」検討会が見解まとめ

6月13日、賃金の消滅時効について厚生労働省の有識者検討会が見解をまとめました。

現在、賃金債権の消滅時効は労働基準法で2年と定められており、未払い残業代などの支払いを会社に請求できるのは「過去2年分」となっています。

そもそも、民法においては使用人の給与等に関する消滅時効は1年とされていたのですが、それでは労働者の保護に欠けるとして労働基準法において2年と定められた経緯があります。

民法の大改正で「5年」に

ところが一昨年、民法の改正により債権の消滅時効が大幅に改正され、2020年4月以降はすべて5年に統一

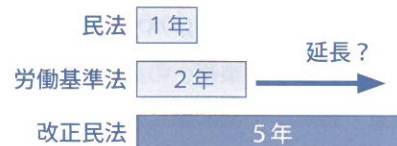
されることになりました*。ここで労働基準法との逆転現象が起きてしまったのです。

*請求できることを知ったときから5年、知らなくても10年とされています。

未払い残業代は過去5年分請求?

検討会の論点整理案では、「2年のまま維持する合理性は乏しく、労働者の権利を拡充する方向で見直しが必要」という見解でまとまっています。

具体的に何年を時効とすべきかについては「改正民法と同様に5年にすべき」という意見が出ていました。ただ、労使の意見に隔たりが大きいこともふまえて、今後、労働政策審議会で検討すべきとしています。



もし消滅時効が5年になれば、未払い残業代等は過去5年分請求されるということです。これまでの2.5倍です。

これは、残業代を支払っていないという自覚のある企業だけの問題ではありません。たとえば、管理職だから残業代は発生しないと考えていたところ、裁判で「名ばかり管理職」と判断され、過去5年分の残業代を支払うことに…といったことも起こりうるのです。

なお、年次有給休暇の消滅時効は、現行の2年のままとなりそうです。